

# 令和7年4月1日以降のMT免許取得について

令和7年4月1日施行の法改正により、AT卒業証明書によるAT限定解除（MT免許取得）が出来る事になりました。

つきましては、現在ATでの教習中の方で令和7年4月1日以降に卒業される方の中で、卒業までの間にMT免許の希望をお申し出いただいた方は、下記の要領、金額でMT免許に変更できます（①の場合）。なお卒業後の申込は、入校料等が別途必要となるAT限定解除（②の場合）となります。

## ① 令和7年4月1日以降、卒業検定合格前にMT免許希望の申し出をされた方

AT車卒業検定合格（AT卒業証明書）

【AT限定解除教習/審査】  
規定料金：29,700円

MT車技能教習（規定4時限）

MT車審査合格（技能審査合格証明書）

「AT卒業証明書」&「技能審査合格証明書」  
を持って試験場で学科試験

MT免許取得

## ② 当校卒業後にMT免許希望の申し出をされた方

AT免許を取得した後

【AT限定解除教習/審査】  
規定料金：58,410円

MT車技能教習（規定4時限）

MT車審査合格（技能審査合格証明書）

「AT免許」&「技能審査合格証明書」  
を持って試験場で手続き

MT免許取得

## ..... 教習料金改定のお知らせ .....

令和7年4月1日に教習料金の改定を行いますが、令和7年3月31日までに入校された方は卒業まで現在の料金となります。